

○池谷委員長 ただいまより建設経済常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は、議第66号「平成30年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）大井川港胸壁整備工事（第1工区）請負契約の締結について」及び議第67号「平成30年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）大井川港胸壁整備工事（第2工区）請負契約の締結について」の2件である。

議案の審査に入る。

議第66号「平成30年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）大井川港胸壁整備工事（第1工区）請負契約の締結について」及び議第67号「平成30年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）大井川港胸壁整備工事（第2工区）請負契約の締結について」は関連があるので一括議題としたいが、御異議はないか。

（異議なし）

それでは、一括議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○須崎委員 私のほうから2点ほど、影響があるのかどうかというところをちょっと御質疑させていただきます。

まず、1点目は、視察を行かせていただきまして、そのときに非常に周辺にはエネルギーというか、タンクローリーとかが非常に多く、交通量があるのかなというふうに感じております。また、こういうふうな形で工事が追加されて進んでいきますと、そのような周辺のところへの影響がないかどうかというのがまず1点です。

そして、もう一点は、胸壁の高さ、先ほど御説明ありまして、タイルを打って、その上に胸壁の高さということで、前回も現地のほうを視察させていただきましたけれども、その辺の胸壁の高さ、どういうふうな感じになるのかというのを2点ほど御説明いただきたいと思います。

○久保山大井川港管理事務所長 まず、1点目でございます。港湾の利用状況はどうか、それが工期へ影響がないでしょうかということでございます。工事の周辺箇所につきましては、係留施設の中では最も利用の多い石油専用岸壁となっております。石油品目の貨物量では、大井川港の中で約7割を占めております。また、各地へも配送としてタンクローリーが頻繁に通行しております。工事中は車両の迂回など関係者の理解と協力が不可欠でありまして、早期に契約を進めさせていただいて、綿密な安全対策、工事計画を立てた上で進捗管理に当たっていく考えでございます。

2点目の胸壁の高さはどうなっているのでしょうかということでございます。高さは静岡県駿河湾沿岸海岸保全計画に基づいて設定をしております。現在の計画のうちで、高潮の影響する区間については標高6.5メートル、港湾内のレベル1の津波対策としては、標高5.0メートルの計画でございます。今回の工事につきましては、高潮対策と津波対策の取り合いの区間となっております。隣接する市道の地盤からは約3.5メートル

の高さ、胸壁の高さ、一番高いところが3.5メートルの高さとなる計画となっております。

以上です。

- 須崎委員 やはりこれだけの金額になりますと、非常に工事の業者のほうもいろんな手配があるのかなと思っております。また、早期に契約していただいて、早く安心・安全な強靱化の工事が進めばいいかなというふうに思っておりますので、ぜひ安全対策、あるいは、周辺への影響のないように工事のほうを進めていただきたいと思います。

以上です。

- 秋山委員 この工法といいますか、図が紹介されているんですけども、この前回視察させていただいたのと同じ工法になるんだと思いました。

それから、第1工区、第2工区とあるんですけども、これは連続して1番、2番ということでしょうか。

- 久保山大井川港管理事務所長 4月に視察のほうに来ていただきましてありがとうございました。構造はそのときと同じ構造になっております。レベル1の津波対策と構造物自体はレベル2にも耐え得る構造ということで、こういった形の構造とさせていただいております。

それから、第1工区、第2工区でございますが、隣り合わせの構造になっております。これ以降、また当初、今年度予算の計画が引き続きというのもございますので、できる限り早く契約を進めさせていただいて、全体として今年度内に完了する計画でおります。

- 秋山委員 それで、連続してあるものを同時期に入札してやる、別々に、1と2を分けてやる理由というのが何かあるのかなというのが1つと、それから、どちらも落札が同じ企業なんですけれども、市内、それ以外の入札業者を見ると、焼津支店とか、藤枝営業所、静岡営業所ということで、焼津の会社はないわけなんですけれども、もう焼津にはこういった仕事ができる業者というのは、橋本以外にないというふうなことが明らかになっているということなんでしょうか。その2つ、別々に入札したと聞いたんですが。

- 久保山大井川港管理事務所長 工事につきましては、最初に標準工期といいますか、工期の設定がどうしても一本の工事では、今年度内の工事は少し確保できないということで、この予算につきましては前年度の繰越明許費ということで、ことしはもう既にもう繰り越しができないということがございます。

工期の設定でございますけれども、当然、地元への説明、港湾関係者への説明、あと、くい、鋼管杭の発注、製作、その部分を含めまして、あと、地下埋設物の調査であったり、岸壁の試掘の確認であったりということもございますので、それから施工ということになって、完成まではおおよそ8カ月を予定しております。それを一本にすると、それ以上、また工期がかかると。当初、ことしの工事の部分がまだその先を計画しておりますので、その分で進捗管理の上でも2工区に分けさせていただきたいということがございます。

入札結果については、たまたまという言い方はちょっと失礼かもしれないんですけど、両方とも橋本組が応札をしたという結果になっております。市内、この工事につきましては、不測の事態が起きたときに船の緊急手配とか、そういう緊急事態も想定して入札の条件とさせていただいておりますので、そういった中の監督員としてのそういう経験

が海岸工事、港湾工事の経験がある者、あと、会社としてそういう手配ができるものというのが契約上、我々が入札条件として一番重要と考えている部分もございますので、そういったことを考えると、御指摘のとおり、橋本組が焼津市内ではその入札の参加条件に合っているというようなことでございます。

以上です。

○秋山委員 その工期を2つに分けるということの話なんですけれども、議案の説明のときに、工事の完了はどちらも1月31日と御説明があったんですけど、本当は第1工区はいつごろまで、第2工区はいつごろまでと、本当は分けて考えているというあれでいたんでしょうか。順番にこうやってくるんですね、第1。

○久保山大井川港管理事務所長 当然、1工区、2工区と分けて、鋼管杭とかの発注も製作まで含めて、1工区、2工区別々、どこのメーカーを使っても結構なんですけれども、そういうのも含めまして、現場サイドでいくと順番に見えてしまうんですけれども、そこは調整をしながら、なるだけ早く、1月末とは言わず、なるだけ早く終わらせて、今年度分の工事の期間も含めて確保したいというのがありまして、並んではいるけれども、手をつけられるところについてはどんどん手をつけていくということで、そういうつもりでおりますので。

○秋山委員 私もそうだと思うんです、隣り合わせではあるし。そうだとしたら、なぜ入札を2つにわけたのかということをはてなで、材料とか、いろんな手配を考えても、そうしてつながっているんだったら、数もコストダウンというか、そういうふうに普通考えてしまうかなと思うんですけど、考え方、おかしいですか。

○増田建設部長 工期の設定でございますけれども、先ほど所長が申しましたように、例えば私どもが無理をしてやれば2つ同時にやるということが可能となるので、一見、事業としては安くなるというふうに思うことはあるんですけれども、当初申しました工期というのは、普通に考えると業者さんは、要は、何班入れるかという中で、1班入れて、例えば、2年の工期をいただければ、1班が2年かけてそこを順番にやっていたほうが会社としてはもうかると。要は、職人をたくさん一遍に入れて、私どもの条件でたくさん一遍に入れてやるということは、それだけ業者さんにとっては効率が悪いと。要は、無理してお金をそこに投入しないように、職人と資材を一番会社にとって都合のよく回すには、当初言った標準工期、1年が必要であると。

今回の場合は、端から順番にやっていけば、1年以上の工期を必要としてしまって、そもそもそれを単年度工事で発注するということが矛盾があると。そういう中で、2工区に分けて、要は、たまたま今回1社ですけれども、2つの業者さんが入れば、お互いに調整しながら、要は、お互いの職人を使って効率よく工程をやることができると。そうすると、発注する側と受ける側と考えますと、要は、一番効率的な資材とか、機械とかの使い方を考えれば、2つに発注して出すというんですか、1年以内ということを見ると、建設業者にとってはそれがベストですということなんです。それを2工区分を一遍にこの期間にやれというと、本来なら1班でいい作業班を、1班入れればいいところを、2班投入しなきゃならないと。そうすると、その会社の規模にもよるんでしょうけれども、うちだけじゃなく、ほかの横浜であるとか、広島であるとか、工事を持っていくときに、極端な話でそっちをちょっとやっても、こっちへ職人を入れてくれという、

こっちは工期がないもんでということになっちゃると、会社としては経費負担がかかるということで、要は、会社としては効率の悪い工事になってしまうということで、標準的な発注を考えると、1年間で工事を終わらせるには、工区を2つに分けるしかないというような考えでございます。よろしいでしょうか。

○久保山大井川港管理事務所長 1工区、2工区ではなく、一括で出した場合には、標準工期と言われている算定式がございますけれども、算定がありますけれども、その中では約10カ月強、10カ月を超えるような工期設定が必要であるということで、その年度内の完成が今の時点でもなかなか難しいということで、当初計画の中では1工区、2工区と分けてなるだけ早く終わらせようということで設定をさせていただきました。

以上です。

○秋山委員 発注する側はそのように考えたと思うんですけど、結果として同じ業者が落札したわけですね。そうすると、発注側の意図した形の結果にはならなかったということなのかなというふうに今の説明を伺うと思うんですけども、私がちょっとおかしいんでしょうか、理解が。

○増田建設部長 例えが悪かったのかもしれませんが、例えば、うまい例えじゃないかもしれませんが、例えば、夕食をつくると。夕食をつくる、例えば、普通に考えたら、1人の主婦がつくれるのは5人前ですね。それを一遍に100人前、100人というちょっと極端ですので、10人前つくることになっちゃったと。そうすると、時間が限られる中で1人でつくるのは大変だから、どこかのコックさんを借りてきてやるよと。そうすると、コックさん費用がかかってしまうということで、いや、本当なら1人でこつこつとその限られた時間の中でつくるのがいいけど、人の手をかりてまでやらなきゃならないということになるので、効率としては悪いですよ。自分で、例えば、時間を1時間前からやれば5人前だけど、2時間前からやらせてくれれば、1人で10人前つくれるよと。要は、時間がないもんで、誰かの手をかりなきゃならない、要は無理をしなきゃならないということになります。もしかすると、お父さんの手もかりなきゃならない。そうすると、その家庭の中、会社の中としては無理をすると、もしくは、お父さんがどこかで働いて稼いでくるのに、その料理をつくるためにお父さん、会社を休んでつくってもらわなきゃならない、そういうことになるものですから、たまたま同じ業者がとったということは、この業者は、要は、一遍にそれだけ無理をしても、要は、採算性があると、自分のところに資材がある、人材がある、機械があるということで、通常ならば高くなることをこの金額でできるよということで入札をしたと。ほかの業者さんは、いや、そういう効率の悪い仕事だったら、うちはこれだけということで入札した結果がこのようになったということで理解しております。よろしくお願ひします。

○久保山大井川港管理事務所長 当然、1工区、2工区分けましたので、今、仮契約を結んでいますけれども、監督も2名ついていただくような形で、これから上部のコンクリートの壁、擁壁の部分につきましては、1工区、2工区分けることによって、型枠というか、そういうコンクリートを流し込むためにそういうものがありますけれども、そういうもので順番にやっていく必要もないので、1工区、2工区分けて、早期にということも我々のほうは想定して、なるべく早くやっていくつもりでおりますので、たまたま一緒になっただけで、なるだけ早く多くの工事のほうは進めていきたいという考えでお

ります。

○池谷委員長 じゃ、秋山委員、一旦、ほかの委員の皆さんからで。

○秋山委員 はい。

○杉崎委員 今のを聞いていて、理解はできるんだけど、それなら最初からもっと大きな金額、予算額を組んで、それで、これ、2スパンというのか、一気に2工区、それをこの条項を足した金額の入札をかけて、これでもやれるところはあるかというのを試しにやってみるといいんだけど、わかる。それ、もう最初から事業規模を想定して、こっちがやっているよね。この試算額を出しているのは市ですよ。行政がやっていますよね。だから、その時点で、もうその先入観が入っていると思うんだわ。だから、それはいい。

ちょっと私、質疑をさせてもらいます。この両方で支払い時期と、契約時の契約金の話で、以後、ずっと払う金額があると思うんだけど、契約時期と契約金額、それぞれもし答えられるなら教えていただきたいです。

それと、今、2つに分けてあるけれども、片方、第1工区のほうは28.83メートル、これ、1億7,930万円、入札額がね。もう一つが27.86メートルで1億5,075万円、約1メートル、97センチの少ないほうが2,255万円高いんですよ。あ、高いじゃない、金額の差があるんですけど、そうするとメートル当たりの換算をすると、ちょっと違うかなというように思うんですけど、その辺がどういうことなんだろうというのを1つ思う考え方、それについて続いてまた御説明いただけるかな。

○久保山大井川港管理事務所長 1工区の部分が28.83メートルでございます。これにつきましては、鋼管杭の部分と立ち上がりの部分まで含めて、それが28メートル強の部分全部施工すると。2工区の部分につきましては、全て同時には上と下を同時にはできないので、くいの部分は少し余分に入れさせていただいて、胸壁の部分は少し延長が減っていると思います。19.18ということで、10メートルにはいかないんですけども、そこで今年度、繰り越し分の金額調整をさせていただいているということでございます。

契約は今、5月16日の日に仮契約を結んでおりますので、今回、議決をいただければ、速やかに契約のほうを進めさせていただきます。速やかに前払い金を40%以内で請求が来れば支払うということです。契約が終われば、工事が完成した後は、完成届、請求書等、受けましたら、40日以内に支払うということになると思います。

以上です。

○杉崎委員 じゃ、金額的には答えられないなら、パーセンテージだけ答えて。じゃ、いい、いい。それで、それは両方とも同じですよ。初期の契約時に40%、次に、完成時、それを検査後に残りを払う、60%、中間はなしということで。

○久保山大井川港管理事務所長 部分払いというのも設定しておりますので、ある程度完成した時点で部分払いの請求が来た時点で我々もそういうことで、そういう入札条件に書いてありますので、それは対応したい。部分払いもできます。

○杉崎委員 何%かは書いてない、契約上。

○久保山大井川港管理事務所長 この部分までというので、我々が検査をして、そういうことであれば区画整理事業とか、先に引き渡すというようなこともできますので、そういうので部分払いというのもできます。契約額につきましては、契約金額、第1工区が

1億7,930万円という契約です。第2工区につきましては1億5,675万円という金額で契約をしています。

○杉崎委員 ごめん、ごめん、契約額はわかっているんだけど、そうじゃなくて、支払いが違うじゃない。契約上、支払い時期というのと、何%とか、幾らというのは契約の中でうたわれますよね、普通、契約書に。その中身の契約上の支払い時期と金額を言えたら言ってください。言えなきゃ言えないで、パーセントでもいいです。そういうふうにお願ひしたいと思います。

○久保山大井川港管理事務所長 前払い金につきましては、40%以内で支払うこともできるということになっておりますので、請求が40%以内ということで、請求書の内容を確認した上で40%以内であれば、支払うことが可能となっておりますので、請求が来た時点で14日以内に支払うことになります。通常でいけば、最終工事が完了し、検査を受け、請求書が来た時点で40日以内に支払うというのが通常の工事の支払い方法となっております。

以上です。

○杉崎委員 ありがとうございます。

○藁科委員 先ほど、秋山委員から施工の隣り合わせ、なぜ2工区に分けてという御質疑があったわけなんですけど、今回、事業の片押しと、片押しになるわけですよ、1工区、2工区が連続すると。この次の工区がどういう形で発注されるのかなんですけど、結局、片押しでやっているとどうしても隣り合わせになる。くい打ちが、例えば、今回、10メートル減っているよということですから、10メートル分はくい打ちが先行してしていると、そこでくい打ち作業と胸壁作業とバッティングして、事業者にとっても施工は可能かもしれない。そういうこと等を考えたときに、片押しでやっていくことが全ていいのか、片押しで、事業的に。3工区というか、ことし3つに分かれるとなると、事業部が重なり合うことによって、くい打ち作業、かなり広範囲な場所を占有しなきゃならない場合に、形的には絵は描けても、事業的にできるかどうかとか、いろんな問題が出てくるかと思うんですが、片押しでやっていくということに関して、私はそのほうがいいのかと思うんですけど、そういった事業者との関係ができたときに結局調整できなくて、入札というか、事業に参加することが業者に不利になってしまうと、後からですね。その辺の仕事のやり方というのは、やはり事業者としては非常に心配される場所なんですけど、今回、平成30年度の仕事が続いていると。この次どういう検査をやっていくのか。片押しでやっていくと、どうしても先ほども言いましたように、今やっている、継続している仕事との工程のことが詰めて詰めてということはおっしゃられているんですが、仕事が重なってしまうとなかなか上手な工程ができないというようなことも考えられますものから、これからの中でどういように施工展開をされていくのか。

それと、もう一点は、入札参加条件に災害等が発生したときに、船と、また、そういう海岸線の仕事をやっている事業者が参加条件になっているということではありますが、まだ少し延長がございませう。その中で、ずっとその条件をつけ加えていくのか、そういう条件がなくてもやれる場所があるのかどうなのか、その条件をずっと加えていくと、結局、そういう条件がなくてもやれる業者は参加できなくなりますよね。今の条件の中でそれをつけていくと、今後どういように使っていくお考えがあるのか、入札条件が

その都度、その都度、ぐるぐる変わるのも必要であろうと思うし、必要でないかもしれないし、そういうところをこれからの残りの事業費、非常に高額な事業なものですから、そういうところの連帯をどういうふうに考えているのか、それと、入札条件、先ほどおっしゃったところが今後どういうふうに変わっていくのかということをちょっと確認させていただきたいと思います。

○久保山大井川港管理事務所長 工事の進め方について、済みません、御意見をいただきましてありがとうございます。この利用者はタンクローリーとか、頻繁に通行しております、工期の短縮というのが我々、すごい考えているところでございますので、できる限り片押しであってもなるだけ工期を短縮するために工夫していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくをお願いします。

あと、入札条件についてですけれども、今回は港、本当岸壁に近いところで、石油の専用岸壁に接しているということがございますので、船、くいが倒れた場合を想定してとか、そういうことも考えて入札条件を決めていますけれども、これから先につきましては、陸側のほうに移っていく箇所もございますので、そこはしっかり入札条件についても検討していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくをお願いします。

○藁科委員 ありがとうございます。

○池谷委員長 秋山委員、どうですか。またぐるっと回ってきて。

○秋山委員 そうですね。もしいろいろ工期の問題とか、そういうことで工区を2つに分けてという意図がという説明だったと思うんですけど、もしそれで、やはりその意図を活かしたものでは2つの工区が同じ業者が受けることになるというのが意図をひっくり返されているだけなので、それを入札する業者が頑張ったんだと思うというのはおっしゃいましたけれども、やっぱりちょっと私としては確認したいところがありまして、前回、工事の現場を視察させていただいたりしたときに思ったんですけど、簡単な工事とはとても思えなかったんです。やはり地盤のことであるとか、すごく高いレベルの技術が必要な工事だなというのを思ったんです。だから時間もかかるでしょうしというふうに思ったんです。

そうすると、同じような先ほど入札の条件をいろいろこれから変わっていくかもしれないというお話もありましたけど、技術そのものについてはやはりある箇所をやって習得といいますか、経験した技術というのをやっぱり、また違う業者ということになれば、また新たにそれを取得していただかなければならないわけで、何か公平性とか、そういうことはもちろん大事なんですけれども、一方で、携わって身につけてもらった高いレベルの技術というのを活かしてもらおうというのも大事なことだと思うんですけど、これからまた何工期、何工期というふうになっていって、その都度、その都度というやり方を今回のように考えているとなると、何か私は技術の蓄積といいますか、それを活かしたほうが、コストとはまた別の意味でロスがあるんじゃないかなというふうにも感じてしまうところがあるんです。ですから、これは質疑ではなくて、意見といいますか。

○池谷委員長 意見ですね。

○秋山委員 はい。そう感じてしまいました。

○久保山大井川港管理事務所長 それこそ土木業界といいますか、我々、技術者の考えとか、姿勢として、我々も後輩に伝えていかなきゃならないし、民間の事業者につい

てもどんどん次の後輩に技術はやっぱり教えていってレベルを上げていかなきゃいけないというのはありますので、それこそ橋本組がたまたま請け負ったんですけれども、若手にも、今回、監理技術者とかは専任でついでにもらうんですけれども、それ以外の会社内であったり、我々も広報とかを通じて、少し高校生とか、そういう方に、土木技術者を目指している方に見てもらおうとか、そういったことをちょっと工夫してやっていきたいなと思っています。当然、我々もどんどん技術はレベルを上げていかなきゃいけないと思っていますので、貴重な御意見として参考にさせていただきます。よろしく願います。

○池谷委員長　じゃ、私のほうから少しあれなんですけど、今、秋山委員とか、杉崎委員とか、ほかの委員もそうですけど、委員全員が、例えば、審議に当たって、施工管理の要は工事の中身についてもそうですけど、すごいたけているというわけでもなく、いろんな情報をもとにお金のことだったり、技術の中身のことだったりとか、それぞれの委員が質疑を今、意見も含めてさせてもらったんですけど、工期延長じゃないですけど、結局、1つの会社が2つの工区を施工するに当たっては、時期が9月以降の公共事業のすごい忙しい時期とちょっとずれるので、多少人的なそういったところでうまくやれるのかなというので説明を聞いてわかるんですけど、それでもまだ、早めたのにまだ遅くなるとか、何かトラブルが続いてまたこういう場で審議をするというのは、どうしても避けていただきたいというのがありますので、その辺、また何か先ほどの入札のやり方もそうですけど、何か変わるときにはまたいろいろ教えていただきたいなと思いますので、よろしく願います。何はともあれ早い工期完了と安全にいい製品をつくっていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○杉崎委員　今、ちょっと用語的なことがあったものだから出させてもらいますけれども、非常にこの入札価格って逼迫した100万円とか、50万円の差とかということになっていますよね。もうこの金額で、しかもこの場所というのはどういう場所で、どこが液状化が起こるかという調査は済んでいると思うんですが、そういった上で、こんな言い方をしちゃ申しわけないんですが、追加工事とか、補正予算が組まれるような状況にならないように、もう契約ということはこの入札の段階でそこはしっかり確認をしてできたらやっていただけると。だから、業者にはそれ相応の、これより高くなってもそれ相応の金額が乗るんだったら、ここにも入札の必要が出てくる。もう追加とかしないように、しないようにって、のっぴきならぬ事情があったら別だけど、そういうことでぜひこれからは契約のほうをやっていただければと思います。

○池谷委員長　よろしく願います。

○増井委員　工期の件なんですけど、あそこのタンクローリーのいろいろな事業としてあるわけなんですけど、大抵の場合は、夏場は非常にローリーの発注率が少ない。冬場になると、ほぼ真夏の倍ぐらいの量が動くわけですね。そうすると、当然その分、時間も長くなる。車の出入りも倍になってくる。そういった部分で、工事をやる際に対して、例えば、そういったものが多少障害に、障害という言い方は悪いですけども、想定外になってしまって、工期のぶれが生じる可能性もあるかもしれない。多少その辺は夏場の違い、冬場のタンクローリーの行き来の多さ、そういったものも全てある程度考慮されてこの工期という形を踏まえてよろしいのでしょうか。



○久保山大井川港管理事務所長 それこそ今、アスファルトで舗装されたところを通行していただいていますけれども、工事中は少し海岸のほうを回っていただくというような工程を我々は設定させてもらっていますので、その辺につきましても当然、企業さんの理解が十分でなければ施工できないので、なるだけその期間も短縮するように、なるだけ冬場にかからないところまででくい打ち等の大規模な部分については早目に終了させたいというような工区を設定しておりますので、その部分も含めて設定させてもらっています。

○増井委員 ありがとうございます。

○池谷委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第66号「平成30年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）大井川港胸壁整備工事（第1工区）請負契約の締結について」は全会一致、可決すべきものと決定

◇採決の結果、議第67号「平成30年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）大井川港胸壁整備工事（第2工区）請負契約の締結について」は全会一致、可決すべきものと決定

○池谷委員長 以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで建設経済常任委員会を閉会とする。

閉会（10：46）